

ひょうご国際交流キャラバンプロジェクト実施について

1. 目的

「ひょうご国際交流団体連絡協議会」の会員団体間の連携を強化し、県内各地域における国際交流や多文化共生社会づくりの活性化を促すため、兵庫県国際交流員（CIR）の企画立案により実施する「ひょうご国際交流キャラバンプロジェクト（以下、「キャラバン事業」という。）」について実施要領を定める。

2. 実施団体

キャラバン事業は、兵庫県国際交流協会（HIA）と以下の団体（以下、「団体」という。）との共催で実施する。

- （1）ひょうご国際交流団体連絡協議会の会員団体
- （2）その他、理事長が認める団体

3. 実施内容

HIA は、団体と協議の上、団体が実施する国際交流や多文化共生社会づくりに関する県民との草の根交流イベント等に CIR を派遣することで団体の支援を行う。また、CIR に対しては、このイベント参加を通じて県内各地域の視察や県民と直接交流する機会を提供する。

なお、キャラバン事業内容の詳細については、団体や CIR 及びイベント参加者の希望等を勘案し、HIA のコーディネートの下、CIR と団体が協議を行い決定する。

4. 申請方法

キャラバン事業実施を希望する団体は、様式第 1 号を HIA にメール又は FAX で提出する。

5. 活動経費について

CIR の現地までの往復旅費は、HIA が負担する。

その他の経費が生じる場合は、原則として団体が負担する。

【キャラバン事業実施の主な流れ（イメージ）】

申込み

[団体は、実施日の1ヶ月前までに様式第1号をHIAに提出]



実施内容の決定

[団体とCIRとの協議]

※ CIRは、様式第2号（実施計画書）と旅費申請書をHIAに提出



実施



実施報告①

[CIRは様式第3号（実施報告書）を実施後1週間以内にHIA理事長あて提出]



実施報告②

[CIRは様式第4号（HIAブログ）を実施後3週間以内にHIA理事長あて提出するとともに、HIAホームページに掲載する]